

# 令和3年9月富山県議会定例会議案

(その3)

議案第 129 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 9 月 28 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。  
別表第1の196の11の項中「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの  
50,200円」を「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの 71,000円」に、「第  
25条第1項第4号の許可の区分に係るもの 29,500円」を「第25条第1項第4号の  
許可の区分に係るもの 38,900円」に、「第25条第1項第5号の許可の区分に係る  
もの 13,700円」を「第25条第1項第5号の許可の区分に係るもの 18,100円」に、  
「医薬品製造所に係る調査 13,700円」を「医薬品製造所に係る調査 18,100円」  
に、「輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査 13,700円」を「輸出用医薬  
品の試験検査を行うものに係る調査 18,100円」に、「第25条第1項第3号の許可  
の区分に係るもの 107,200円」を「第25条第1項第3号の許可の区分に係るもの  
141,100円」に、「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの 74,900円」を  
「第25条第1項第4号の許可の区分に係るもの 89,400円」に、「第25条第1項第  
5号の許可の区分に係るもの 40,300円」を「第25条第1項第5号の許可の区分に  
係るもの 42,800円」に、「医薬品製造所に係る調査 40,300円」を「医薬品製造  
所に係る調査 42,800円」に、「輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査  
40,300円」を「輸出用医薬品の試験検査を行うものに係る調査 42,800円」に改め  
る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この  
条例による改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。